**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第390号）**

**〔　情報公開請求決定関係資料公開請求拒否決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年３月19日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和３年６月12日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（本件請求の内容）

平成２年度に福祉部〇〇室が○○から情報公開請求があった案件のうち、（部分）公開決定し費用の納付を受け、資料等をすべて交付済みであることを証する全ての記録、資料等のすべて。

　２　同年７月12日付けで、実施機関は、条例第13条第２項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

　　（行政文書の存否を明らかにしない理由）

　　　　本決定は、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため。

　３　同７月27日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張

　　福祉部〇〇室は室内課である〇〇課を含み、（部分）公開決定後に費用を収納済みであるにも関わらず、請求者（審査請求人に同じ）に対して、資料等の交付を怠るというミスを現に起こしており、この事実は、令和３年７月５日付けの審査請求人○○あてのメール（添付資料の１）で〇〇課○○氏も認め、謝罪しているところである。

そこで審査請求人は、確認の意味を込めて、こうしたきわめて杜撰な対応に対して、当該室（課）の公開文書の自らに係る部分の交付記録（一覧）の公開を求めたところである。

しかし〇〇室（〇〇課）は、こうした杜撰な交付漏れの事実の露呈を恐れ、あろうことか情報公開における「非公開」制度を悪用して、自らの不祥事を隠蔽しようとしているのではないかというのが、審査請求人が抱いている疑念である。

もしこれが事実であれば、自らの保身のために情報公開制度を悪用する悪質極まりない行為を詳らかにする意味において、本公開請求は必要不可欠なものである。

これはまた、庁内の綱紀保持や職場秩序の維持の観点からも、本件に係る全ての情報は直ちに公開されるべきである。

【添付資料】資料１　令和３年７月５日付けメール（○○氏発請求人○○あて）（添付略）

　２　反論書における主張

　（１）本件は当時の○○室長が庁内の公文書に「分限処分は○○が○○回必要（○○年）」と記載した非違行為に係る全ての関係資料や関係会議に関する全記録等の公開を求めたものである。

　（２）請求人は当該記載の対象が請求人自身であるため、幾度となく○○室長本人に説明を求めたが、いずれも黙殺され回答が得られなかったため、やむなく本件公開請求に至ったものである。

（３）〇〇室は今回、当該非違行為を「人事に関すること」とした。

（４）当該「○○」は人事評価をさす以外になく、またこれは年度末の人事評価を控えた前年10～11月頃の行為であることから、この時期から○○評価を下すことを企図していたとみなされ、これは人事評価制度を悪用して請求人を著しく不利益な立場に追い込む、極めて不当で悪質な許しがたい非違行為である。

（５）今回、○○室がこれを「人事に関すること」としたことは、○○室ではこうした不当な人事が横行していることが白日のもとにさらされただけでなく、人事の扱いとすることで関係資料等の公開を拒み、こうした不当な事実を隠蔽しようとする姿勢が明らかとなった。

　（６）よって、本手続きを通して、当該非違行為の全貌が明らかになり、それが関係者の厳重な処分につながり、庁内秩序の回復と保持、そして条例の趣旨である「公正かつ適切な業務の執行のため」に資することとなるのである。

　３　再反論書における主張

　（１）「反論書の体をなしていない」については、反論書と審査請求の内容が全く異なることを理由としているが、そのような事実はなく理由にならない。

（２）上記（１）により根拠を喪失した再弁明は、もはや誹謗中傷でしかなく、実施機関が正論の前に追い詰められた挙句の苦し紛れの再弁明であって、公務としての品位にもとる。

（３）本件で審査請求人が公開を求めているものは、「平成（令和の錯誤）２年度中に審査請求人が○○室○○課に情報公開請求し公開決定され、手数料が納付された案件がすべて審査請求人に交付されたことがわかる資料」である。

（４）これは、いずれも「個人の思想・信条に関する情報」では決してない。

（５）実施機関は、上記（３）が条例第10条第１項第２号に該当する理由や根拠を示せないのか、弁明だけでなく再弁明にもそうした言及は一切見られず、上記（４）への反論も行っていない。

（６）審査請求人はかねてから、○○室○○課は、審査請求人から手数料の納付を受けたにも関わらず、公開情報の交付もれを起こしており、その事実を隠蔽するため、無理やり意味不明の解釈をもって情報公開制度の非公開に該当させていると疑っていたが、今回の弁明書及び再弁明書をもってそれを確信するに至った。

（７）○○室○○課は、下記をすみやかに行う責務を負う。

ア　交付もれの事実を素直に認め、公表する

イ　請求者に謝罪し、当事者を処分する

ウ　再発防止策を講じ、公表する

（８）○○室○○課はすでに交付もれを認め、担当者が謝罪しているが、その者は当事者ではない。

（９）○○室○○課は、非公開の根拠をすでに喪失している。

（10）「不祥事隠し」に情報公開制度の非公開を用いるのは悪質極まりない。

（11）請求文書が公開されることにより、当該非違行為の全貌が明らかになり、それが関係者の厳重な処分につながり、庁内秩序の回復と保持、そして条例の趣旨である「公正かつ適切な業務の執行のため」に資することとなるのである。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明書における主張

　（１）弁明の趣旨

　　　　本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

　（２）弁明の理由

　　　　条例第９条は、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならないと規定しており、同条第１号では、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと定めている。

　　　　本件行政文書は個人の思想・信条に関する情報であることから、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため、条例第10条第１項第２号の公開から除く文書に該当する。

（３）結論

　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　２　再弁明書における主張

　　審査請求人から提出のあった反論書の内容は、審査請求人が提起した本件審査請求の内容とは全く異なる内容に対する反論となっており、反論書の体をなしていない。

　　条例第９条は、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならないと規定しており、同条第１号では、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと定めている。

本件審査請求に係る当該公開請求対象の行政文書は、個人の思想・信条に関する情報であることから、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため、条例第10条第１項第２号の公開から除く文書に該当する。

　３　実施機関説明における主張

　　　審査請求人から別途情報公開請求のあった件で、実施機関による公開手続において事務処理に誤りがあったため、審査請求人に謝罪し、改めて公開決定を行ったが、審査請求人が納得せず、本件請求に至ったものである。

　　　情報公開請求制度は、府民の知る権利の保障と府政参加を推進することを目的としており、特定の者が情報公開請求を行っていることや、請求に関係する記録や資料等を公開することは、当該者が何に関心を有しているか等、個人の内面を公にすることに繋がりかねない。

　　　したがって、弁明書で主張したとおり、本件行政文書は個人の思想・信条に関する情報であると考えられるため、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため、本件決定を行ったものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害し、あるいは、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

（１）条例第12条について

条例第12条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる条例第８条又は第９条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。

「第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる個人情報を公開することとなるとき」とは、請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり、適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合をいう。

本件請求は、審査請求人が、令和２年度に自身が情報公開請求を行った案件のうち、決定、費用納付及び行政文書の公開まで実施済みであることを証する全ての記録と資料の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在することを前提に非公開（部分公開を含む。）決定をして通知すること又は当該行政文書を実施機関が管理していない旨の通知をすることにより、令和２年度に審査請求人が情報公開請求を行ったという事実の存否が明らかになるところ、令和２年度に審査請求人が情報公開請求を行ったという事実が、条例第９条第１号に該当しないかを検討する。

なお、条例第12条の運用にあたっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断することが求められる。

（２）条例第９条第１号について

同号の個人情報とは、

・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、

・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、

・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

（３）条例第９条第１号該当性について

　　　本件請求において令和２年度に審査請求人が情報公開請求を行ったことについて、要件アから要件ウの該当性を検討する。

　　　特定の個人が情報公開請求を行っているという事実は、当該請求書に請求者の

氏名等が含まれているため、特定の個人の氏名は、要件ア及び要件イに該当する。

また、要件ウについて検討するに、誰が、どのような内容の情報公開請求を行

ったかという情報は、特定の者が何に関心を有し、何の情報を欲しているかという、個人の内面に関する情報であると言える。仮にその請求内容が明らかにならないまでも、情報公開請求を行ったという事実のみが公開される場合、自身の行動を第三者に知られたくないと考えることは不自然ではない。

　このように解することは、情報公開制度において、誰が、どのような内容の情

報公開請求を行ったかという情報だけでなく、特定の者が情報公開請求を行った

という事実も個人のプライバシーとして保護することで、制度の利用を躊躇する

動きに繋がらないよう、制度の自由な利用を保障する必要があることからも妥当

であると考えられる。

したがって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である情報である

と認められ、要件ウに該当する。

　　　　以上により、条例第９条第１号に該当する。

（４）条例第12条の該当性について

本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号の個人情報を公開することとなり、同号によって保護すべき個人のプライバシーが損なわれることになるため、条例第12条の要件に該当することから、実施機関による本件処分は妥当であると認められる。

　３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子